

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年 4月28日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし  
 区分 II: 該当なし  
 区分 III: 該当なし  
 その他: 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	残留熱除去機器冷却系熱交換器(B)において、伝熱管全3414本中10本に内面減肉、及び30本にバップル部(仕切り板)外面減肉が認められたため、当該伝熱管を交換。	GⅢ	
2	1号機	残留熱除去機器冷却系熱交換器(D)において、伝熱管全3414本中38本に内面減肉、及び27本にバップル部(仕切り板)外面減肉が認められたため、当該伝熱管を交換。	GⅢ	
3	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器制御盤において、「シーケンサ異常」警報の発生が認められたため、原因調査・対策検討。なお、ろ過脱塩器の運転に影響無し。	GⅢ	
4	1号機	換気空調系主冷凍機(D)において、「潤滑油異常」警報(温度高、温度低、差圧高の一括警報)の発生が認められたため、原因調査・対策検討。	GⅢ	
5	3号機	換気空調系原子炉建屋排気ファン(A)逆流防止ダンパーにおいて、駆動機構押さえボルトナット全9箇所中3箇所に緩みが認められたため、当該ボルトナットを点検・修理。	GⅢ	
6	4号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)排水弁(F504C)において、シート部に漏えい(海水)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
7	4号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)排水弁(F514C)において、シート部に漏えい(海水)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
8	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系熱交換器海水排水弁において、シート部に漏えい(海水)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
9	4号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器貝殻除去装置洗浄配管空気抜き弁において、シート部に漏えい(海水)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
10	その他	3・4号機サービス建屋に設置されている放射線測定器線源校正装置室内扉(校正装置室と操作室の境界扉)において、扉ロックピンの動作不良(境界扉閉塞のため上昇したロックピンが自然落下する)が認められたため、原因調査・対策検討。	GⅢ	